



1 緊急一時保育とは

日頃お子さんの世話をしている方が病気・出産などで保育できなくなったとき、一時的に保育園でお子さんを保育します。

※保育施設に空きがなく、お預かりできない場合もあります。

2 対象者

墨田区に住所のある、生後6か月から小学校就学前までの集団保育が可能なお子さんで、次のような事情で急に保育する人がいなくなったとき。

- ① 保護者が死亡、失踪または離別したとき
- ② 保護者が病気や出産のとき
- ③ 保護者が家族を看護・介護するとき

※原則として、保育施設や幼稚園に通っているお子さんは対象になりません。

3 保育について

区内の緊急一時保育枠を設けた区立保育園（9園）・私立保育園（2園）、定員に空きのある区立保育園・私立保育園・認証保育所・小規模保育所で行います。

ただし、緊急一時保育枠及び定員に空きのない場合には、緊急一時保育は利用できません。

① 保育の期間

原則として1か月以内です。（日曜・祝日・年末年始は除きます。）

② 保育時間

区立及び私立保育園：午前7時15分から午後6時15分までの範囲内

認証保育所等：午前7時30分から午後6時30分までの範囲内

4 保護者の負担金

年齢 (4/1時点)	階 層 区 分		保 育 料
3歳未満児	A	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	日 額 0円
	B	区民税均等割のみ課税世帯	" 640円
	C	その他の世帯	" 1,280円
3歳以上児	D	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	" 0円
	E	区民税均等割のみ課税世帯	" 260円
	F	その他の世帯	" 520円

※婚姻歴のないひとり親で児童扶養手当を受給していて、寡婦（夫）控除をみなし適用した場合、住民税が非課税となる場合があります。

5 保育料支払方法

区立保育園	区から保護者あてに、保育の実施決定日数分全額の納入通知書を郵送いたしますので、金融機関でお支払いください。
私立保育園等	保育の初日までに、保育の実施決定日数分全額を直接保育所にお支払いください。

6 その他

- ・保育実施決定後の内容変更及び取消しは、原則としてできません。
- ・保護者が出産の理由で利用する場合、申込みの受付開始日は、利用開始日の前月1日となります。（例）8月15日から利用を開始する場合は、7月1日に申込受付開始

7 申込みに必要なもの

お子さんの健康保険証、乳幼児医療証、親子健康手帳（母子手帳）
緊急一時保育の要件に該当することを確認できる書類等